

第二種特定鳥獣管理計画

(イノシシ)

計画期間 平成31年 3月 5日から
平成34年 3月31日まで

平成31年 3月

沖縄県

目 次

1. 計画策定の背景及び目的-----	1
2. 管理すべき鳥獣の種類-----	1
3. 計画の期間-----	1
4. 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域-----	1
5. 第二種特定鳥獣の現状と被害の状況-----	1
(1) 現状-----	1
①イノシシの生息状況及び捕獲状況-----	1
1) 分布及び生息状況-----	1
2) 捕獲の状況-----	2
3) 狩猟免許所持者等の状況-----	2
②イノシシによる被害の状況-----	3
1) 農作物被害-----	3
2) 在来希少種への被害-----	4
6. 第二種特定鳥獣の管理の目標-----	4
(1) 管理区域区分及び管理の目標-----	4
(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方-----	4
7. 第二種特定鳥獣の根絶に向けた調整に関する事項-----	5
(1) 計画推進のための方策-----	5
1) 捕獲の推進に向けた取り組み-----	5
2) 生息状況把握のための情報収集 -----	6
8. 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項-----	6
(1) 事業の目的-----	6
(2) 実施期間-----	6
(3) 実施区域-----	6
(4) 事業の目標-----	6
(5) 事業の実施方法及び実施結果の把握及び評価-----	7
9. 慶良間諸島の保全及び捕獲環境の整備に関する事項-----	7
10. その他第二種特定鳥獣の根絶に向けた取り組みに必要な事項-----	7
(1) イノシシの拡散を防止するための方策-----	8
(2) 無計画な狩猟等によるイノシシの拡散の防止-----	8

1. 計画策定の背景及び目的

渡嘉敷村において平成 15 年頃に導入され、その後野生化した外来のニホンイノシシ（以下、イノシシという。）は、平成 25 年頃には渡嘉敷村内での年間駆除数 100 頭程にまで急増している。タイモ、カンショ、稲等への農業被害が生じているだけでなく、海岸部においては、ウミガメの卵の捕食が報告されているほか、慶良間諸島国立公園に生息しているトカゲモドキ、サワガニ等の希少種の捕食や、カエル類の繁殖地である水場環境をヌタ場とする等の環境改悪により、生態系被害なども懸念されている。さらに、海を渡った個体が座間味村内で定着している可能性について報告されており、地元関係者のヒアリングによれば、座間味島においてもウミガメの卵等の捕食が懸念されている。イノシシの周辺離島への分布拡大が今後も続けば、慶良間諸島国立公園の在来希少野生生物等への被害は計り知れない状況である。

本計画は、イノシシによる慶良間諸島国立公園の在来希少種の捕食被害の防止及び、在来希少種の生息環境の保全を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）」及び環境省の基本指針、第 12 次鳥獣保護管理事業計画等に基づき、イノシシの計画的な捕獲及び慶良間諸島からの根絶を推進することを目的として策定する。

2. 管理すべき鳥獣の種類

ニホンイノシシ（イノブタを含む。以下、断りが無い場合は本種とする。）

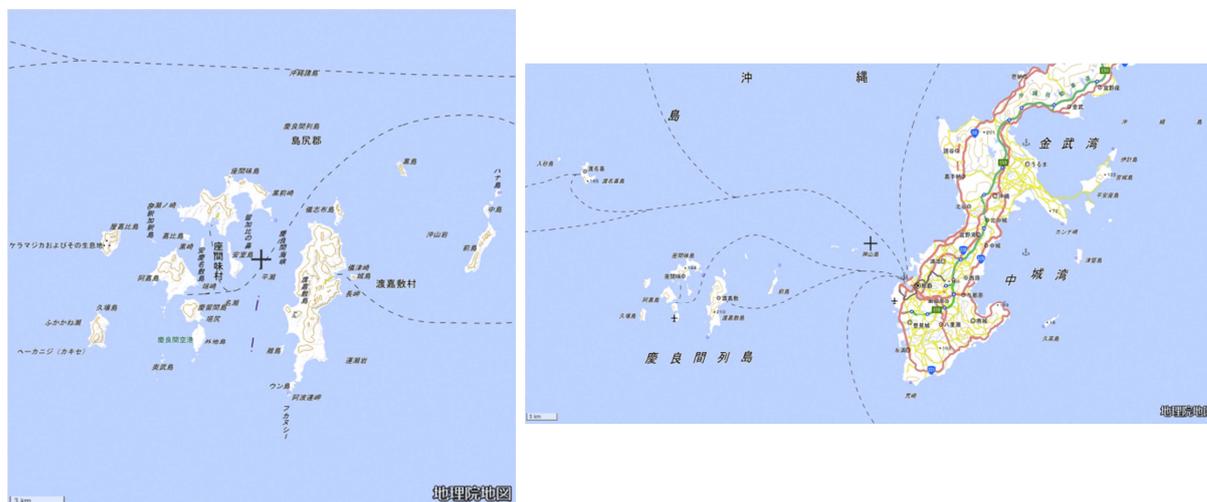
3. 計画の期間

平成 31 年 3 月 5 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

（第 12 次鳥獣保護管理計画の期間内とする）

4. 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

慶良間諸島（渡嘉敷村・座間味村）の全域（図 1）



5. 第二種特定鳥獣の現状と被害の状況

(1) 現状

①イノシシの生息状況及び捕獲状況

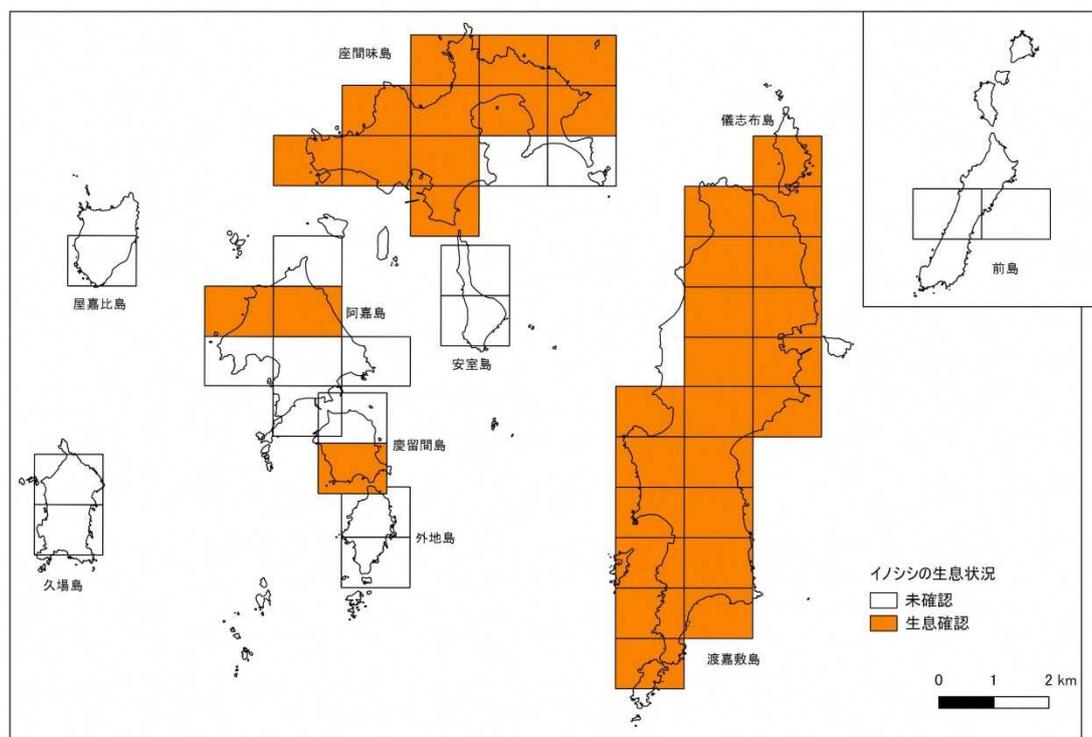
1) 分布及び生息状況

渡嘉敷村で定着したイノシシは、渡嘉敷島のほぼ全域に分布を広げており、特に島の北側を中心に高密度での痕跡が確認されている状況である。座間味村では、座間味島のほぼ全域で痕跡が確認されたほか、周辺離島の阿嘉島、慶留間島、儀布島でも数は少ないが、イノシシの痕跡が確認された。

イノシシは、個体数の変動が大きく、正確な個体数を把握することは困難な種とされている。日本本土においても生息範囲が広がりつつあるとされているが、気候条件や狩猟及び有害鳥獣対策等の人為的要因等による個体数管理が一定程度行われている。

しかし、本県においては、温暖な気候による豊富な餌資源及び、慶良間諸島における捕獲圧力の少なさ等により、個体数は増加傾向にあると推測される。各島の生息許容量を超えて増えた個体は、海を渡って他の島へ移動している可能性があり、イノシシの拡散が続いている状況である。

イノシシが確認された地域（痕跡調査・自動撮影カメラによる）（図2）



(平成30年度指定管理鳥獣捕獲等事業の調査結果より)

2) 捕獲の状況

渡嘉敷村、座間味村においては、「鳥獣による農林水産業等への被害防止にかかる特別措置法（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）」に基づく被害防止計画が策定されており、農作物被害に係る被害防止に取り組んでいるところである。しかし、渡嘉敷村においては平成25年度頃からは年間100頭あまりが捕獲されている状況が続いている。また、座間味村においては平成25年に1頭が捕獲されて以降、しばらく捕獲が無かったが、平成29年に再び捕獲されたことから、対策が急務となっている。

渡嘉敷村、座間味村における有害捕獲実績（頭）

	H25	H26	H27	H28	H29
渡嘉敷村	99	122	119	82	98
座間味村	1	0	0	0	2
合計	100	122	119	82	100

※慶良間諸島においては、元々狩猟者が居ないためイノシシの狩猟実績が無い

渡嘉敷村、座間味村においては、被害防止計画に基づく駆除隊が箱わなによる捕獲を実施しているところだが、両村においては狩猟免許（第1種、第2種及び、わな猟）の所持者が限られていることから、捕獲従事者の確保が難しい状況である。

渡嘉敷村、座間味村におけるわな設置数及び駆除隊人数

渡嘉敷村		座間味村	
箱わな設置数（台）	26	箱わな設置数（台）	5
駆除隊人数（人）	12	駆除隊人数（人）	1

3) 狩猟免許所持者等の状況

慶良間諸島においては元々狩猟鳥獣が少ないため、狩猟免許所持者等が居ない状況であった。イノシシによる被害が広がるにつれ、第一種、わな猟免許所持者が現れているが、それでも捕獲圧力を掛けるにはほど遠い状況である。

狩猟免許所持者数（H29年12月時点）

狩猟免許種	沖縄県全体	渡嘉敷村	座間味村
第1種	213	2	0
第2種	22	0	0
わな・網	241	14	2
合計	476	16	2

②イノシシによる被害の状況

1) 農作物被害

渡嘉敷村、座間味村は本県のその他の地域と異なり、営農面積自体が大きくないため、被害額も他の地域ほど大きくはない。しかし、農家の営農意欲の低下を引き起こしているほか、農業被害には含まれない自家菜園での食害被害が報告されている。また、林道周辺では掘り返しによる被害が広がっており、農業被害額として現れない部分で被害が広がっている。

鳥獣による年度別農作物被害状況 単位：千円

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
沖縄県全体	212,197	98,188	90,033	79,500	78,730	70,058	629,706

渡嘉敷村・座間味村における年度別農作物被害状況（鳥獣被害） 単位：円

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
渡嘉敷村	4,704,000	31,880	4,692	353,563	401,407	60,855	5,556,397
座間味村	-	-	-	-	-	-	-
合計	4,704,000	31,880	4,692	353,563	401,407	60,855	5,556,397

※座間味村では有害鳥獣による農作物被害が少ないため、鳥獣被害のみの統計は作成されていない。

2) 在来希少種への被害

平成30年度の調査により、渡嘉敷島、座間味島の広範囲でイノシシの痕跡が確認されている。また、海岸においてはウミガメの産卵地域でイノシシによる掘り返しを確認されており、ウミガメの卵が捕食されている可能性がきわめて高い状況が確認された。

渡嘉敷村、座間味村に生息する主な在来希少種（図3）

渡嘉敷村、座間味村に生息する主な在来希少種

種名	沖縄県ランク	渡嘉敷	座間味
マダラカゲモドキ	絶滅危惧ⅠB	○	
リュウキュウヤマガメ	絶滅危惧ⅠB	○	
オキナワキノボリカゲ	絶滅危惧Ⅱ	○	○
バーバートカゲ	絶滅危惧Ⅱ	○	
アマミタカチホヘビ	準絶滅危惧	○	
ハイ	準絶滅危惧	○	○
ホルストガエル	絶滅危惧ⅠB	○	
イボイモリ	絶滅危惧Ⅱ	○	
シリケンイモリ	絶滅危惧Ⅱ	○	○
カクレサワガニ	絶滅危惧ⅠA	○	
トカシキオオサワガニ	絶滅危惧ⅠA	◎	
トカシキミナミサワガニ	絶滅危惧ⅠB	◎	
オキナワオオサワガニ	絶滅危惧ⅠB	○	
オキナワミナミサワガニ	絶滅危惧Ⅱ	○	
サキシマヌマエビ	準絶滅危惧	○	
カラスヤンマ 優良亜種(アサトカラスヤンマ)	絶滅危惧Ⅱ	○	
タイマイ	絶滅危惧Ⅱ		○
アカウミガメ	絶滅危惧Ⅱ		○
オキナワトカゲ	絶滅危惧Ⅱ	○	○
ケラマサワガニ	絶滅危惧ⅠB		○
トナキマイマイ	絶滅危惧Ⅱ		○

※沖縄県レッドデータブック(第3版)より、両村の記載がある分を抜粋

6. 第二種特定鳥獣の管理の目標

(1) 管理区域区分及び管理の目標

管理区域区分として、環境省における「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）」によれば、「地域個体群の管理を踏まえること」とされているが、慶良間諸島のイノシシは外来種であり、地域個体群として個体数管理や保全を行う必要は無いことから、本計画においては、慶良間諸島全域から計画的な根絶を目指すこととする。

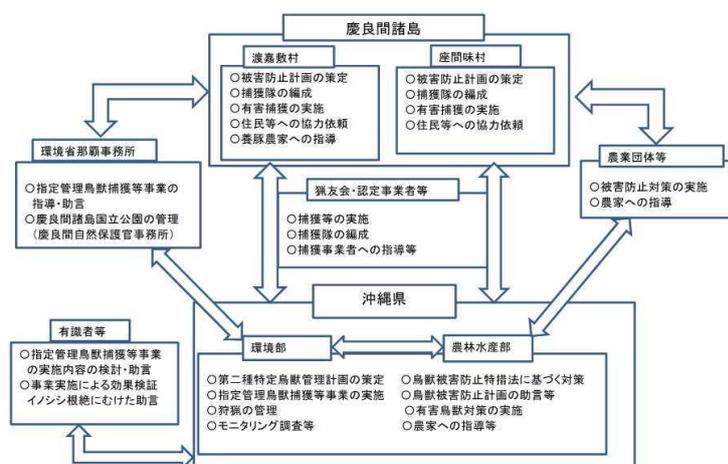
(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

慶良間諸島におけるイノシシの根絶を目指し、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため、以下の項目を実施する。また、捕獲状況は常にモニタリングし、指定管理鳥獣捕獲等事業等の次期計画における捕獲努力量等へ反映するなど、順応的な対応も検討する。

- ・慶良間諸島に生息するイノシシの生息状況、農林業被害の実態調査・把握
- ・農林被害防止、指定管理鳥獣捕獲等事業による積極的な捕獲の実施。
- ・効果的な捕獲を実現するための体制の検討、ならびにその体制で対応可能な捕獲手法や捕獲技術の開発。
- ・施策実施後の個体数把握のためのモニタリング調査。
- ・根絶に向けた全体計画の進捗管理。
- ・前年度の捕獲等状況を反映した、順応的な計画の検討。

この一連の目標を達成するため、下記の機関と連携して対策を実施する。

関係機関との連携体制（図4）



7. 第二種特定鳥獣の根絶に向けた調整に関する事項

(1) 計画推進のための方策

全国的にもイノシシの生息密度や個体数を正確に推定する有効な調査方法が確立されていないことから、平成30年度に実施した痕跡調査や自動撮影カメラによる生息状況のモニタリングを元にした効率的な捕獲等の計画を策定し、関係機関が緊密に連携した捕獲体制を整備する。

1) 捕獲等による被害防止の推進に向けた取り組み

- ① 渡嘉敷村、座間味村においては、鳥獣被害防止対策特別措置法に基づく防除計画が策定されていることから、有害鳥獣捕獲隊による捕獲を推進すると共に、侵入防止柵の整備や遊休・耕作放棄地の環境整備、集落周辺での捕獲を推進する。
- ② 渡嘉敷村・座間味村鳥獣被害防止対策協議会による農林業被害防止のための特定鳥獣の捕獲を適正かつ円滑に実施するため、助言や情報の共有、助成事業等の活用を行う。
- ③ 県においては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施等による慶良間諸島全体での集中捕獲の実施及び、その取組を計画的に推進する体制を地域住民の理解と協力を得ながら、効果的な捕獲を推進する。
- ④ 指定管理鳥獣捕獲等事業等により検証された効果的な捕獲手法、技術を活用し、捕獲を進めると共に、開発した手法等は、捕獲実施者等へも普及を図る。
- ⑤ 再度のイノシシの侵入及び定着を阻止するため、家畜飼養者に対する飼養の管理徹底を行い、適切な指導を行うと共に、イノシシを根絶した島への再侵入を防止するため、住民等の協力による監視体制を構築する。

鳥獣被害防止措置法に基づく対応	指定管理鳥獣捕獲等事業による対応
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村鳥獣被害防止計画の策定 (権限移譲による捕獲作業の即応) ・農地周辺への侵入防止柵設置 ・有害鳥獣捕獲隊による捕獲 ・鳥獣被害防止対策協議会による協力等 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画 (県による総合的な捕獲等事業) ・森林など、集落周辺以外での捕獲 ・認定事業者等による捕獲 ・鳥獣保護管理法の例外の適用 ・集中捕獲の実施

2) 生息状況把握のための情報収集

- ① 被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲等）による捕獲数の把握
- ② 住民等の協力による生息状況の把握

8. 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

(1) 事業の目的

これまで、渡嘉敷・座間味両村が主体となった既存の有害鳥獣捕獲事業が実施されてきたが、早期のイノシシ根絶を目指すため、沖縄県は鳥獣保護管理法第14条の2に定める指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に努め、より一層の捕獲の推進を図るものとする。そのため、根絶に向けた効果的な捕獲の体制や手法、技術を検討するための捕獲実績や捕獲情報を、科学的見地のもとに収集・整理・解析する。

(2) 実施期間

原則として1年以内とする。

(3) 実施区域

慶良間諸島の全域（渡嘉敷村・座間味村）とする

(4) 事業の目標

「6. 第二種特定鳥獣の管理の目標」に定める管理目標とする
(慶良間諸島からの計画的なイノシシ根絶)

(5) 事業の実施方法及び実施結果の把握及び評価

①実施の方法

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、鳥獣保護管理法第14条の2の規定に基づき、あらかじめ、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「実施計画」という）を作成するものとし、当該事業の内容や実施体制について、別途実施計画において定めるものとする。

②実施の時期

「3. 計画の期間」に定める期間内において実施するものとし、原則として1年以内とするものとする。

③実施結果の把握並びに評価

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、捕獲情報等（鳥獣種、捕獲数（雄雌別、幼成別等）、捕獲場所、捕獲努力量等）を収集し、当該事業の成果を検証するとともに、根絶に向けた効果的な捕獲手法の開発・運用や、集中捕獲の実施に向けた計画について、検討を行うものとする。

また、実施期間が終了したときには、捕獲情報等（費用等を含む）の成果に関する情報や、捕獲状況の結果等を基に、当該事業の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、当該事業の成果・妥当性等も考慮し、実

施計画の評価を行い、必要に応じて次期の実施計画に反映させるものとする。

なお、科学的な側面についての評価を行うにあたっては、鳥獣の管理に関する技術や知識を持った認定鳥獣捕獲等事業者等を活用し（必要に応じて、国内外の事業者等を招聘する等により）、有識者及び外来種対策の専門家等とも連携して実施するものとする。

④事業の実施者

沖縄県を実施者とする。

9. 慶良間諸島の保全及び捕獲環境の整備に関する事項

慶良間諸島は「慶良間諸島国立公園」として管理されていることから、事業の実施にあたっては、環境省那覇自然環境事務所、同慶良間自然保護官事務所と協力しながら事業を実施していく必要がある。また、渡嘉敷・座間味両村においても、耕作放棄地や林道の管理等により、イノシシの餌場や隠れ場を減らす等の環境の整備を進めていく。

座間味村においては国指定天然記念物である「ケラマジカ」が生息しており、イノシシを捕獲する際のわなに混獲されるおそれがあることから、ケラマジカが生息している地域においては、使用するわなの仕様を考慮し、ケラマジカの生息に影響を与える可能性のある猟法での捕獲は行わないこととする。

また、あらかじめ文化財を所管する沖縄県教育庁文化財課とも十分な協議を行い、ケラマジカへの影響をできる限り少なくするなどの努力を行う。

10. その他第二種特定鳥獣の根絶に向けた取り組みに必要な事項

(1) イノシシの拡散を防止するための方策

イノシシの拡散を防ぐためには、有害鳥獣捕獲等による捕獲や狩猟による捕獲以外にも、指定管理鳥獣捕獲等事業の活用による捕獲の推進をはかり、短期集中的な排除を図る必要がある。

また、イノシシの再度の侵入及び定着を防ぐため、家畜飼養の管理の徹底と侵入防止についての啓発につとめ、さらに、地域ぐるみによる再度の侵入・定着防止を住民に広く啓発するために、県・両村の広報誌、その他の広報媒体を利用した広報活動等を行う。

(2) 無計画な狩猟による危険の防止及びイノシシの拡散の防止

狩猟者等が地域住民や観光客等の理解を得ないまま、銃猟や猟犬による巻き狩り等を行う事により、地域住民及び観光客等の平穏を損なうおそれがあること、危険

を察知したイノシシが住宅地へ飛び出し、人的・物的な被害を生じさせることや、再び海を渡り移動する可能性がある。

無計画な銃器等の使用による、住民生活への影響、危険防止、イノシシの拡散防止を考慮し、座間味村・渡嘉敷村における銃猟については自粛を促し、狩猟者等へ協力を依頼する。